

平成 29 年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表

(1) 情報公開制度

実施機関	決定区分	決定件数		前年比 (件)
		平成 29 年度	平成 28 年度	
市長	全部公開	4	4	0
	一部公開	5	2	3
	不存在	1	1	0
	計	10	7	3
教育委員会	全部公開	1	0	1
	計	1	0	1
議会	全部公開	2	1	1
	計	2	1	1
水道事業管理者	全部公開	1	2	▲ 1
	計	1	2	▲ 1
消防長	全部公開	3	2	1
	計	3	2	1
合計		17	12	5

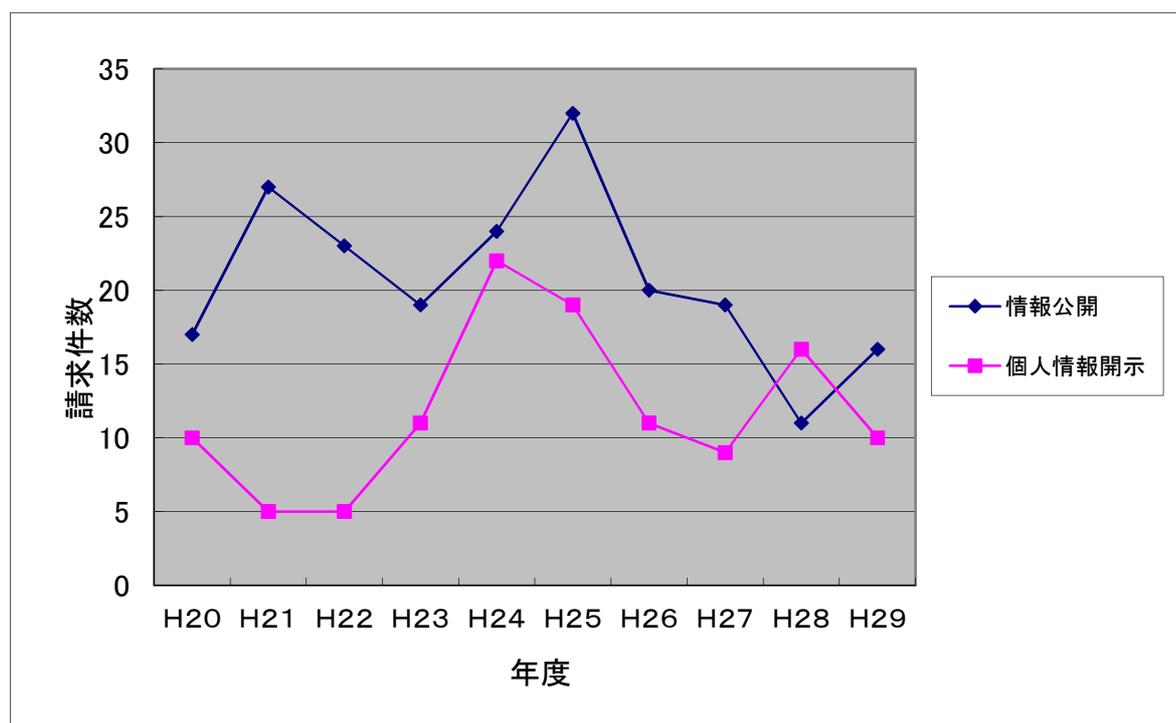
(2) 個人情報保護制度

実施機関	決定区分	決定件数		前年比 (件)
		平成 29 年度	平成 28 年度	
市長	全部開示	4	7	▲ 3
	一部開示	2	1	1
	不存在	1	4	▲ 3
	計	7	12	▲ 5
消防長	全部開示	1	1	0
	一部開示	2	3	▲ 1
	計	3	4	▲ 1
教育委員会	一部開示	1	0	1
	計	1	0	1
農業委員会	全部開示	0	1	▲ 1
	一部開示	0	1	▲ 1
	計	0	2	▲ 2
合計		11	18	▲ 7

情報公開及び個人情報開示請求件数の推移

(単位：件)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
情報公開	17	27	23	19	24	32	20	19	11	16
個人情報開示	10	5	5	11	22	19	11	9	16	10



平成 29 年度情報公開制度の実施状況

No.	請 求 内 容	実施機関	決定区分	理 由 等
1	江別市立病院 3F 東 351 号室入院者に関する平成 29 年 3 月 28 日の看護日誌及び事故報告書	市長	一部公開	個人に関する情報に該当
2	江別市立の各中学校が保護者に配付している制服、ジャージ、副教材費の品目・費用を記した入学説明会資料	教育長	全部公開	
3	平成 29 年度 江別市配水管工事単価表 平成 29 年度 江別市下水道共通代価表	水道事業管理者	全部公開	
4	平成 27 年度に寄せられた陳情・要望・市民の声のうち、江別小学校及び江別第三小学校の統合にかかる江別駅周辺地区の土地利用に関するもの（行政・運営項目以外も含む）及び行政・運営項目の全件名	市長	一部公開	個人に関する情報に該当
5	平成 29 年度江別屯田兵村開村記念式典に係る式典委員長式辞全文及び市長挨拶全文	市長	全部公開	
6	平成 29 年度江別屯田兵村開村記念式典に係る議長挨拶全文	市議会議長	全部公開	
7	平成 29 年における江別市農業委員会委員の公募、応募者、選考、任用決定、議会提案同意、任用通知などにかかる総ての文書	市長	一部公開	個人に関する情報及び非公開情報に該当
8	①平成 28 年度江別市観光振興計画策定支援業務契約書 ②平成 29 年度江別市観光振興計画策定支援業務プロポーザル集計結果 ③平成 29 年度江別市観光振興計画策定支援業務契約書	市長	一部公開	個人及び法人等に関する情報に該当
9	江別市全域における防火対象物（消防法施行令別表第 1）のデータ表	消防長	全部公開	
10	以下の法人に関する平成 28 年度貸借対照表及び事業活動計算書（いずれも総括表のみ） ①社会福祉法人知進会 ②社会福祉法人えべつ幸誠会 ③社会福祉法人北叡会 ④社会福祉法人江別わかば福祉会 ⑤社会福祉法人江別昭光福祉会 ⑥社会福祉法人英寿会	市長	全部公開	①～⑤の法人分
			不存在	公開請求に係る公文書を保有していないため（⑥の法人分）
11	危険物施設一覧（灯油、重油を貯蔵もしくは取扱いをしている施設）	消防長	全部公開	

No.	請 求 内 容	実施機関	決定区分	理 由 等
12	地番図（地籍集成図及び地番連絡図） データ	市長	全部公開	
13	学校法人北海道浅井学園及び学校法人二 番通福音学園に係る平成28年度の事業 活動収支計算書及び貸借対照表（いずれ も総括表のみ）	市長	全部公開	
14	昭和9年12月江別町議会議案6号土地 買収寄附に関する議案書	市長	一部公開	個人に関する情報 に該当
15	平成16年度決算特別委員会の会議録の うち、分譲マンション等の水道料金に係 る検針方法見直しに係るもの	市議会議長	全部公開	
16	危険物施設一覧（第四類危険物を貯蔵し ている施設）	消防長	全部公開	

江別市防犯カメラの管理、運用等に関する要綱について（情報提供）

1 要綱制定に至った経緯

(1) 制定の背景

防犯カメラは、犯罪の抑止に効果があると認識されている一方で、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）において、防犯カメラに記録された本人が判別できる映像情報は、個人情報として取り扱うことが示されており、個人情報の保護に配慮した適正な管理と運用が求められている。

(2) 制定前の管理・運用

市有施設の施設管理者は、施設の安全管理や防犯対策を目的として防犯カメラを設置し、利用者のプライバシーや個人情報に配慮しながら、管理・運用を行ってきたが、防犯カメラの設置表示や画像の保存期間などは、各施設により取扱いが異なっていた。

(3) 制定の理由

本要綱により、管理責任者、防犯カメラ設置の表示、画像の管理及び保存等について、市の基準を定め、各施設の取扱いの統一化を図る。

(4) 参考

市有施設の防犯カメラの設置台数 17施設 計60台

2 要綱の概要

(1) 趣旨 防犯カメラの管理・運用等に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要事項を定める。

(2) 定義 本要綱における防犯カメラ及び画像に関する用語の定義を定める。

(3) 管理責任者等 管理責任者及び操作取扱者の責務を定める。

(4) 撮影範囲 撮影範囲は、設置目的を達成するための必要最小限とする。

(5) 設置の表示 防犯カメラを設置していることを標識により表示する。

(6) 画像の管理及び保存 画像管理に当たっての遵守事項を定める。

(7) 提供の制限 第三者への画像の提供の禁止、及び例外規定を定める。

(8) 苦情等の対応 管理責任者は迅速かつ適切に対応する。

(9) 委託等に伴う措置 指定管理者等においても要綱を遵守するよう必要な措置を講じる。

詳細は、別添「江別市防犯カメラの管理、運用等に関する要綱」のとおり。

3 施行期日

平成30年5月1日

江別市防犯カメラの管理、運用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設ける公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。第9条において同じ。）の市庁舎等（以下「施設」という。）に設置する防犯カメラの管理、運用等に関し、江別市個人情報保護条例（平成14年条例第8号）の趣旨に従って、個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の未然防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として、施設に継続的に設置し、かつ、画像を記録する機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影され、及び記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラを設置する場合は、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該防犯カメラを設置する施設の管理を所掌する課等の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

- 2 管理責任者は、防犯カメラによる撮影又は記録に係る操作を行う操作取扱者を指定し、当該操作取扱者以外の者に当該操作を行わせてはならない。
- 3 管理責任者は、画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の画像の安全管理のため、定期的に点検を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 管理責任者及び第2項の操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、画像から知り得た情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(撮影範囲)

第4条 防犯カメラによる撮影の範囲は、当該防犯カメラの設置の目的を達成するための必要最小限の範囲に限るものとする。

(設置の表示)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの撮影区域内又は防犯カメラを設置した施設の利用者の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを標識（別記様式）により表示するものとする。

(画像の管理及び保存)

第6条 管理責任者等は、画像の管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像記録装置は、一般の者が出入りできない場所に設置し、施錠して管理を行うこと。
- (2) 画像は、撮影時のまま保存し、加工しないこと。
- (3) 記録した画像の保存期間は、防犯カメラの設置目的を達成する範囲内で必要最小限の期間とし、特段の事情のない限り、原則として14日以内とすること。

(4) 前号の保存期間を経過した画像は、速やかに復元不能となるよう削除し、又は上書きにより確実に消去すること。

(5) 画像の記録媒体を廃棄するときは、破砕その他の方法により、画像を復元不能な状態にすること。

(提供の制限)

第7条 管理責任者等は、画像を第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、管理上必要な事項を記録した上で、当該画像を提供することができる。

(1) 法令等に基づき、文書により照会等を受けたとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(苦情等への対応)

第8条 管理責任者は、設置された防犯カメラに関する苦情等に対し、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(委託等に伴う措置)

第9条 管理責任者は、防犯カメラの設置又は管理の委託（地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせることを含む。）を行うに当たっては、協定、委託契約書等により、個人情報保護に関し、十分な措置を講じるよう求めるとともに、この要綱の規定を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

防犯（管理用）カメラ作動中

問合せ先 江別市〇〇課

電話〇〇〇—〇〇〇〇